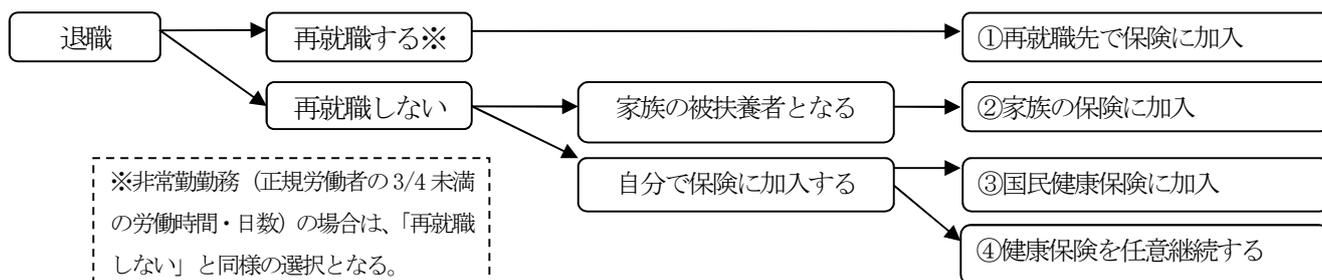


従業員が退職したときの手続(1)

1. 退職後の医療保険



上記チャート図より該当番号を確認

No.	誰が	どこで	注 意 点
①	再就職先	年金事務所又は健康保険組合	手続きは、再就職先の会社が行う
②	家族の会社	年金事務所又は健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険失業等給付の受給期間中は加入できない 75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる
③	本人	お住まいの市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 保険料：前年の所得によって決定される 手続期間：退職日から14日以内 75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる
④	本人	全国健康保険協会(住所地の都道府県支部)又は健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> 要件：退職日までに継続して2ヵ月以上健康保険に加入していたこと 手続期間：退職日の翌日～20日以内 75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる

2. 税金

① 住民税(納付)

- 1月1日～5月末の退職 ⇒ 会社が5月分まで一括徴収、6月分以降は個人で納付
- 6月1日～12月末の退職 ⇒ 給与から一括徴収か、個人で納付するか選択

② 所得税(確定申告)

- 退職の翌年1月頃、確定申告に必要な源泉徴収票を会社に依頼する。
- 退職の翌年2月16日～3月15日確定申告を行う

3. 年金の手続き

